

就労証明書

富士市福祉事務所長 宛

【注意事項】

- ・記載方法については裏面の記載例をご覧ください。
- ・記載要領及び就労証明書の様式は、富士市のウェブサイトにて公開しています。
- ・消えるボールペンや鉛筆等の書き換え可能な筆記用具で記入しないでください。
- ・押印は不要です。訂正する場合、修正液等は使用せず二重線で消すようお願いいたします。
- ・証明内容に虚偽・不正が認められた場合は、認定の取り消しまたは退園となることがあります。
- ・証明日や氏名・生年月日の未記載、就労条件が不明確等、内容に不備がある場合は、御担当者様へ追記をお願いする場合があります。
- ・内容によっては、市より保護者への連絡なく事業所(担当者)へ問い合わせることがあります。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号		—		—
担当者名				
記載者連絡先		—		—

No.	項目	記載欄											
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業											

就労証明書

記載例

富士市福祉事務所長 宛

証明日	西暦	2024	年	8	月	15	日
事業所名	富士〇×商事						
代表者名	富士 □□						
所在地	富士市永田町〇〇番地の〇〇						
電話番号	0545	—	51	—	×	×	×
担当者名	人事担当 富士 △△						
記載者連絡先	0545	—	51	—	×	×	×

【注意事項】

- ・記載方法については裏面の記載例をご覧ください。
- ・記載要領及び就労証明書の様式は、富士市のウェブサイトにて公開しています。
- ・消えるボールペンや鉛筆等の書き換え可能な筆記用具で記入しないでください。
- ・押印は不要です。訂正する場合、修正液等は使用せず二重線で消すようお願いいたします。
- ・証明内容に虚偽・不正が認められた場合は、認定の取り消しまたは退園となることがあります。
- ・証明日や氏名・生年月日の未記載、就労条件が不明確等、内容に不備がある場合は、御担当者様へ追記をお願いする場合があります。
- ・内容によっては、市より保護者への連絡なく事業所(担当者)へ問い合わせることがあります。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容